

平成30年度

定期監査報告書

宇治田原町監査委員

平成31年3月26日

監査の種類

地方自治法第199条第4項並びに宇治田原町監査基準第14条第1号に基づく
定期監査

1. 不納欠損

- 監査等を実施した監査委員
宇治田原町 代表監査委員 本多 八朗
宇治田原町 議選監査委員 原田 周一

- 監査等の概要
 - (1) 監査の実施日
平成30年7月26日
 - (2) 監査対象
「一般会計及び各特別会計不納欠損」
 - (3) 監査の視点
 - ・ 監査等の適用基準
試査・・・対象事項の一部を抽出し全体の適否を判断する
各会計の不納欠損の生じている事象の1～2つを監査し、全体において適正に事務が執行されているかを確認する。
 - 照合・・・不納欠損処分書、不納欠損処理に至るまでの関係書類の記録を相互に突き合わせ、記録、金額、処分などの正否を確認する。

2. 建設事業・一般競争入札

- 監査等を実施した監査委員
宇治田原町 代表監査委員 本多 八朗
宇治田原町 議選監査委員 田中 修

- 監査等の概要
 - (1) 監査の実施日
平成30年11月26日
 - (2) 監査対象
「岩-4-6地区面整備工事及び岩-4-6地区水道管移設受託工事」
 - (3) 監査の視点
 - ・ 監査等の適用基準
試査・・・対象事項の一部を抽出し全体の適否を判断する
「岩-4-6地区面整備工事及び岩-4-6地区水道管移設受託工事」の一般競争入札事務を監査することにより、宇治田原町一般競争入札事務の執行の適正性を監査する。
 - 照合・・・契約書、関係書類などの記録を相互に突き合わせ、記録、金額などの正否を確認する。

監査等の結果

1. 不納欠損

「不納欠損」について、定期監査を行ったところ、不納欠損処分に至るまでの処理等は適正に執行されており、不納欠損処分書等関係書類の記録も正確であり、適正な執行であると認められる。

税及び保険料、各種使用料などの徴収については、同一世帯が複数種に関し滞納をしている状況が見受けられる。公平性の観点からも各家庭の状況を十分把握したうえで、継続して徴収に対し更に努力されることを望むものである。

2. 建設事業・一般競争入札

「岩－４－６地区面整備工事及び岩－４－６地区水道管移設受託工事」について、定期監査を行ったところ、一般競争入札事務は適正に執行されており、契約書、関係書類などの記録も正確であり、適正な執行であると認められる。